

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 相続対策 (生命保険の活用その1)

Q: 相続対策として保険がいいとよく聞きます。上手な活用方法を教えてください。

A: 法定相続人が受け取った生命保険金については、法定相続人1人につき500万円までは課税されません。

例えば相続人が配偶者と子供2人の場合、 $500万円 \times 3人 = 1,500万円$ の生命保険については非課税となります。

相続財産が5億円のケースでは、保険料が1,262万円とすると、現状では1億2,340万円だった相続税が、保険加入後では1億1千772万円となり568万円の節税となります。

保険に加入することで、保険料分の財産が減少するため相続税の節税ができ、かつ税金の課されない資金が1,500万円準備できることとなります。

現在では、85歳まで終身保険に加入することができます。保険金額が5,000万円まででしたら、簡単な検診を受けるだけで加入できますので、日常生活を普通に営んでいる人でしたら問題なく加入できると思います。

考え方を変えると、保険料1,262万円を預けておけば、保険金の1,500万円と節税額の568万円の合計2,068万円が返ってくるということです。

利回りはなんと63%です。

定期預金に預けるより、はるかに得だということがわかります。

ただ、1歳年をとれば保険料が上がりますので、早期の加入が大切になります。

